

温泉熱の有効活用に関する支援策について

新・湯治

令和8年3月

環境省自然環境局温泉地保護利用推進室

背景

- 環境省では、平成29年に、**現代のライフスタイルにあった温泉地の過ごし方**として、温泉入浴に加えて、周辺の自然、歴史・文化、食などを活かした多様なプログラムを楽しみ、地域とふれあい、心身ともに元気になる**「新・湯治」を提案**。
- **「新・湯治」の推進に向け**、官民連携による「チーム 新・湯治」を組織し、「新・湯治」の健康効果の調査、インバウンドへの対応、**温泉熱の有効活用等の取組を実施**。

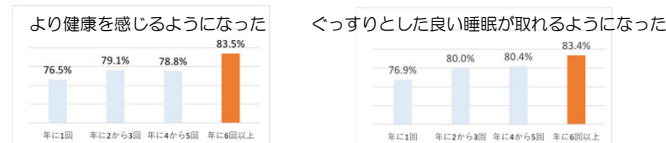
「チーム 新・湯治」の活動

- 温泉地を中心とした自治体、団体、企業、個人等によるネットワークづくり。令和8年2月現在473の団体等が参加。定期的に全国大会、セミナー等を実施。



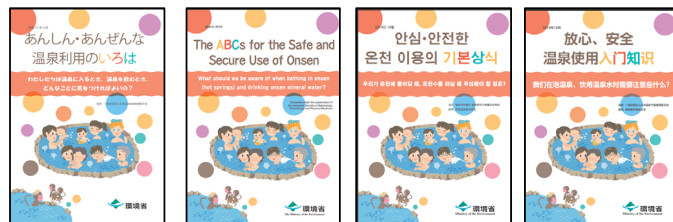
「新・湯治」効果測定調査プロジェクト

- 温泉地滞在の療養効果を把握するため、平成30～令和5年度に、約2万件のアンケート調査を実施。
- その結果、日帰りや1泊2日でも、年間を通して高頻度で温泉を訪れることで、心身への良い影響が明らかに。



インバウンドへの対応

- 訪日外国人旅行者が安心・安全に温泉利用ができるよう多言語パンフレット等を作成。



温泉熱の有効活用

- 温泉熱の有効活用を推進するため、補助金による設備導入支援、セミナーの開催、ガイドラインの作成等を実施。



温泉熱有効活用に関する 支援策

温泉熱の有効活用の促進策

温泉熱の有効活用のための各種ツール

- ・ 温泉熱有効活用に関するガイドライン
- ・ 温泉熱利用事例集
- ・ パンフレット（概要版）
- ・ 温泉熱利用検討ツール 等

温泉熱の有効活用促進セミナー

温泉熱利用に関心のある自治体・事業者等を対象としたセミナーを開催、作成したツール等の活用や各種情報提供により温泉熱利用の普及を促進

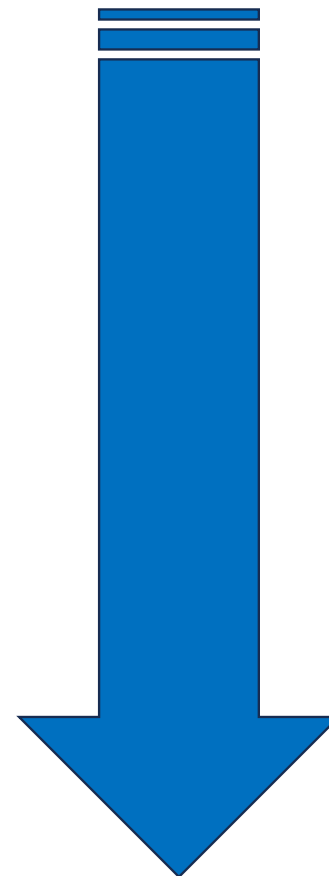
温泉熱有効活用に向けたコンシェルジュ事業

温泉熱利用の導入を検討する団体を対象に、それぞれの検討段階に応じた情報の提供や技術的な助言など、段階にあった支援を実施

補助金

未利用の温泉熱や余剰分の廃湯熱利用等による脱炭素につながる取組を応援することを目的とした、熱交換器やバイナリー発電機導入等に活用可能な補助金

検討開始



導入

補助金（熱交換器やバイナリー発電機を導入する際の設備導入等に利用可能）

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 （2）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業（2/2）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- ・ 地域の特性に応じた、再エネ熱利用、工場廃熱利用等を支援し、価格低減を促進する。
- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、民生部門電力ゼロに加えた先行モデルとして、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を支援し、熱の脱炭素化を推進する。

2. 事業内容

- ④ **再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業（補助率1/3、1/2）**
地域の特性に応じた、(a)再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）、(b)工場廃熱利用のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件（※）を満たす場合に、設備導入支援等を行う。
- ⑤ **地域における脱炭素化先行モデル創出事業（補助率3/4、2/3）**
熱分野でのCO2ゼロに向けた、複数施設におけるCO2の削減や、地域における熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。
- ⑥ **設置場所の特性に応じた再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）**
設置場所の特性に応じた再エネ導入加速化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ④⑤ 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/3、1/2、2/3）
⑥ 委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ④⑤⑥ 令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ



※④コスト要件

（熱利用）：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。
（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

④ 再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業（R8公募要領より温泉熱利用設備、発電設備部分を抜粋）

補助事業概要

■ 補助対象

- 「再生可能エネルギー熱利用設備」、「工場廃熱等利用設備」、「温泉供給設備更新時の省エネ設備等」、又は「自家消費型再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）」の導入について、一定のコスト要件を満たす場合に、その設備等導入に対して支援を行う。

■ 応募できる者

- 民間企業・個人事業主・地方公共団体等

■ 交付額

<熱利用設備（温泉熱有効活用ための設備改修含む）>

設備導入事業 1/2（上限は各年度1億円）

<発電設備>

設備導入事業 1/3（上限は1億円（2か年実施の場合も上限1億円））

■ 事業期間

- 2年度以内（交付申請等は年度ごと）

■ 対象設備

● 温泉熱利用設備（温泉付随ガス含む）

→熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱システム等

● 温泉供給設備更新時の省エネ設備等の部品・部材

→<交換> ポンプ、ケーシング管、制御盤、貯湯槽、配湯管等

<追加> 断熱ジャケット、インバーター、ケーシング管、温泉モニタリング装置等

● 「自家消費型」の地熱（温泉熱）発電設備（温泉熱付随可燃性天然ガスコージェネレーション発電含む）及び付随設備

主なコスト要件等

熱利用設備（温泉熱の有効活用のための設備改修含む）

- CO2削減コスト（円/tCO2）の要件
- 以下の基準を下回るものであること。

| 熱源種 | CO2削減コスト〔千円/tCO2〕 |
|------------------|-------------------|
| 温泉熱（温泉付随ガス含む） | 240 |
| 温泉供給設備更新時の省エネ設備等 | 57 |

発電設備

- 「自家消費型」の要件
- 当該再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む需要場所において、発電電力量の30%以上を自家消費すること。
又は、発電電力量の30%以上について電気事業法に基づく特定供給を行うこと。
- 本補助金を受けることによる導入費用（資本費）の要件
- 以下の基準を下回るものであること。

| 電源種 | | 資本費基準〔千円/kW〕 |
|---------|-------------|--------------|
| 地熱（温泉熱） | 15,000kW 未満 | 1,670 |
| | 15,000kW 以上 | 補助対象外 |

※温泉付随可燃性天然ガスコージェネレーション設備は資本費の基準を設けない。

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

⑤ 地域における脱炭素化先行モデル事業 (R8公募要領より温泉熱利用設備、発電設備部分を抜粋)

補助事業概要

■ 補助対象

- 熱利用設備又は再生可能エネルギー発電設備 (以下「熱利用設備等」という) を活用し、地域における先進的なCO2削減モデルを構築する「計画策定事業」及び「設備導入事業」。

■ 応募できる者

- 民間企業、個人事業主・地方公共団体等

■ 交付額 (補助率)

<計画策定事業>

3/4 (上限は1,000万円)

<設備導入事業 (熱分野モデル)>

2/3 (上限は各年度3億円)

■ 事業期間

<計画策定事業>

単年度 (原則として計画策定後3年以内に設備導入を完了すること)

<設備導入事業 (熱分野モデル)>

3か年以内

■ 対象設備

- 再生可能エネルギー熱利用設備 (温度差エネルギー熱利用設備、未利用熱利用設備等)
- 再生可能エネルギー発電設備 (地熱発電設備等)
- 導入設備からの自営線、熱導管等 (地中化のための設備含む)
- 受変電設備 (導入する設備に必要な設備に限る) 等

主なコスト要件等

計画策定事業

- 熱利用設備等の導入に関する基本計画、発電電力量算定、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定を行う事業であること。
- 「設備導入事業」に掲げる要件を満たす設備の導入に係る計画の策定を行う事業であること。

設備導入事業 (熱分野モデル)

- 熱利用設備等の導入によるCO2削減率が以下のすべての要件を満たすこと。

| 区分 | 要件 |
|--------------------------------|-------|
| 施設全体の電力由来CO2以外のCO2排出の削減率 | 90%以上 |
| 施設全体のCO2削減率 | 50%以上 |
| 施設全体のCO2削減量に占める熱利用設備等によるCO2削減率 | 50%以上 |

※「電力由来CO2」とは使用する電力からのCO2排出量をいい、「電力由来CO2以外のCO2排出量」とは施設全体で排出するCO2のうち「電力由来CO2」を除くCO2排出量 (主にエネルギー起源の燃料 (化石燃料) を熱に変換して使用する機器・設備より発生するCO2) のことをいう。

- 利用形態が自営線や熱導管等を活用し、効率的に共有する面的利用 (複数施設での利用) に限ること。同一事業者かつ同一敷地でも可。

参考情報、お問い合わせ先

- 「新・湯治」ホームページ

<https://www.env.go.jp/nature/onsen/spa/index.html>



- 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業

一般社団法人 環境技術普及促進協会

ホームページ <http://www.eta.or.jp/>

- 温泉地保護利用推進室の連絡先



温泉地保護利用推進室

TEL : 03-3581-3351 (代表)

MAIL : ONSEN@env.go.jp